

令和3年8月11日からの大雨により被災された皆様へ 民有地内の土砂・がれき等の撤去について

1. 宅地・農地内に流入し堆積した土砂等の撤去

民有地に流れ込んだ土砂・がれき等について、本市において撤去します。

【撤去対象】

土石流等により宅地・農地*内に流れ込んだ土砂・がれき等

※農地においては、隣接する宅地等と一括して土砂・がれき等を撤去することが早期復旧の面から適切と判断した場合、撤去の対象とします。



2. 被災した家屋(全壊・大規模半壊・半壊)の解体・撤去

半壊以上の被害を受けた家屋について、二次災害の防止と早期復旧につなげるため、罹災証明及び家屋の権利者の同意のもと、本市において解体撤去します。

【解体撤去対象】

半壊以上*の被害を受けた家屋

※罹災証明により半壊以上の認定を受けた家屋。一部撤去を行う場合は対象外。



3. 土砂混じりがれき・被災建築物を既に自費撤去された方への費用償還

被災された住民の皆様において、民有地の土砂・がれき等の撤去や半壊以上の罹災証明を受け被災家屋を解体・撤去された場合には、その費用を本市の基準の範囲で負担します。

【費用償還対象】

被災により宅地内*へ流入した土砂混じりがれき等を自費で撤去された方

※被災民有地のうち、住家等の宅地が対象となり、農地は対象外。



上記支援策の受付 令和4年3月31日まで

- 詳しくは、下記までお問い合わせください。
お問い合わせは、お早めをお願いします。

広島市下水道局河川防災課(民有地土砂等撤去班)
電話番号 082-504-2883
E-mail kasen@city.hiroshima.lg.jp



「3.費用償還」の申請様式等は広島市 HP 河川防災課のページよりダウンロード可能です。
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigai/240869.html>